

## 播磨科学公園都市交通結節・交流拠点管理要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、播磨科学公園都市交通結節・交流拠点（以下「対象施設」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

### (管理の委託)

第2条 企業庁は、株式会社ウイング神姫（以下「委託事業者」という。）に対象施設の貸付業務の代理権を与えると同時に、管理を委託するものとする。

### (貸付対象)

第3条 貸付対象とする区画は、次のとおりとする。

| 貸付区画名            | 区画面積  | 使用できる時間      |
|------------------|-------|--------------|
| レンタルスペース（待合所内）   | 4.5㎡  | 午前9時から午後6時まで |
| 移動販売車駐車スペース（2台分） | 56.5㎡ | 路線バスの運行時間内   |

2 前項の施設の場所は、別図のとおりとする。

3 企業庁又は委託事業者が認める場合は、第1項に定める区画以外の場所を貸付対象とすることができる。

### (貸付の申請)

第4条 前条の区画の使用を希望する者は、使用しようとする日の6か月前に当たる日から、3日前に当たる日までの間に、使用申請書（様式第1号）を委託事業者へ提出するものとする。ただし、企業庁又は委託事業者が認める場合は、3日前に当たる日以降であっても申請を受理することができるものとする。

### (貸付の承認)

第5条 委託事業者は、前条による申請があった場合、申請順に承認するかどうかが審査するものとする。

2 委託事業者は、申請を承認したときは、使用承認書（様式第2号）を申請者に交付するものとする。

3 委託事業者は、承認にあたり、特段の事情がある場合は、管理上必要な条件を付することができるものとする。

### (貸付の不承認)

第6条 企業庁又は委託事業者は、次の各号のいずれかに該当すると判断するときは、使用を承認しないものとする。

(1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。

(2) 対象施設の管理上支障があると認めたとき。

(3) 対象施設の利用者等に迷惑をかけるおそれがあるとき。

(4) 前各号に掲げるもののほか、企業庁がその必要があると認めたとき。

### (貸付承認の取消し・使用の停止)

第7条 企業庁又は委託事業者は、次の各号のいずれかに該当すると判断するときは、使用承認の取消し、使用の停止又は使用の承認条件の変更を行うことができるものとする。

(1) 対象施設の使用承認を受けた者（以下「借受者」という。）が使用の取消しを願い出た場合

(2) 借受者又はその関係者が、この要綱又は当該承認の条件に違反した場合

(3) 承認後の事情変化（借受者の変更、行為の変更等）により、承認の条件を満たさなくなる場合

(4) 借受者が対象施設の使用の承認を受けながら、その施設を使用しなかった場合又は使用しないことが明らかであると企業庁又は委託事業者が判断する場合

(5) 公益上やむを得ない事由により、企業庁が対象施設の使用を制限する場合

2 前項第1号に規定する対象施設の使用取消の願い出は、委託事業者が指定する方法により行うものとする。

3 第1項の使用承認の取消し、使用の停止又は使用の承認条件の変更を受けた結果、借受者に損失が生じた場合でも、これを企業庁及び委託事業者に請求できないものとする。

#### **(優先使用)**

第8条 企業庁又は委託事業者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、対象施設を優先的に使用させることができる。

(1) 国、地方公共団体等が公用として使用する場合又は公共性若しくは公益性のある事業を行う場合

(2) その他企業庁が特に必要があると認めた場合

#### **(貸付料)**

第9条 借受者は、別表に定める使用料を、委託事業者が指定する方法により、期日までに納入するものとする。

2 既に納めた使用料は返還しない。ただし、企業庁が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を返還することができる。

#### **(延滞金の徴収等)**

第10条 借受者が使用料の納入を怠ったときは、委託事業者は、使用料を納入すべき日の翌日から当該使用料の納入の日までの日数に応じ、年(365日当たり)10.75%で計算した延滞金(10円未満の端数があるときはこれを切り捨てる。)を徴収するものとする。ただし、延滞金が100円未満である場合においては、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、企業庁又は委託事業者が、使用料の延滞についてやむを得ない理由があると認めるときは、延滞金の全部又は一部を免除することができる。

#### **(届出事項)**

第11条 借受者は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、速やかに委託事業者に届け出なければならない。

(1) 長期間当該施設を使用しないとき。

(2) 申込内容に異動があったとき。

(3) 当該施設が破損したとき又はそのおそれがあるとき。

#### **(権利の譲渡等の禁止)**

第12条 借受者は、対象施設の使用に係る権利を第三者に譲渡し、又は転貸してはならない。

#### **(原状回復・明渡し義務)**

第13条 借受者は、対象施設の使用を終えたとき又は使用承認を取り消されたときは、速やかに自己の負担で対象施設を原状に回復し、これを明け渡さなければならない。

2 借受者が前項の義務を履行しないときは、企業庁又は委託事業者がこれを代行し、その費用を借受者から徴収することができる。

#### **(損害賠償の義務)**

第14条 借受者は、対象施設の使用にあたり、企業庁又は第三者に損害を与えたときは、その賠償等の責任を負うものとする。

#### **(遵守事項)**

第15条 借受者は、次に掲げる事項を遵守し、善良な管理者の注意をもって対象施設を使用しなければならない。

(1) 施設の利用者等の安全確保に必要な措置を講ずること。

(2) ごみ等の処分をするとともに、使用後に清掃を実施すること。

(3) 移動販売車を除いては、火気を使用しないこと。ただし、あらかじめ企業庁又は委託事業者の許可を得た場合はこの限りではない。

(4) 貸付スペースを使用する際は、使用承認書(様式第2号)を携帯すること。

- (5) 前各号に定めるもののほか、管理上必要な事項について、企業庁又は委託事業者の指示に従うこと。

(附 則)

この要綱は、令和3年11月1日から施行する。

(附 則)

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

(附 則)

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

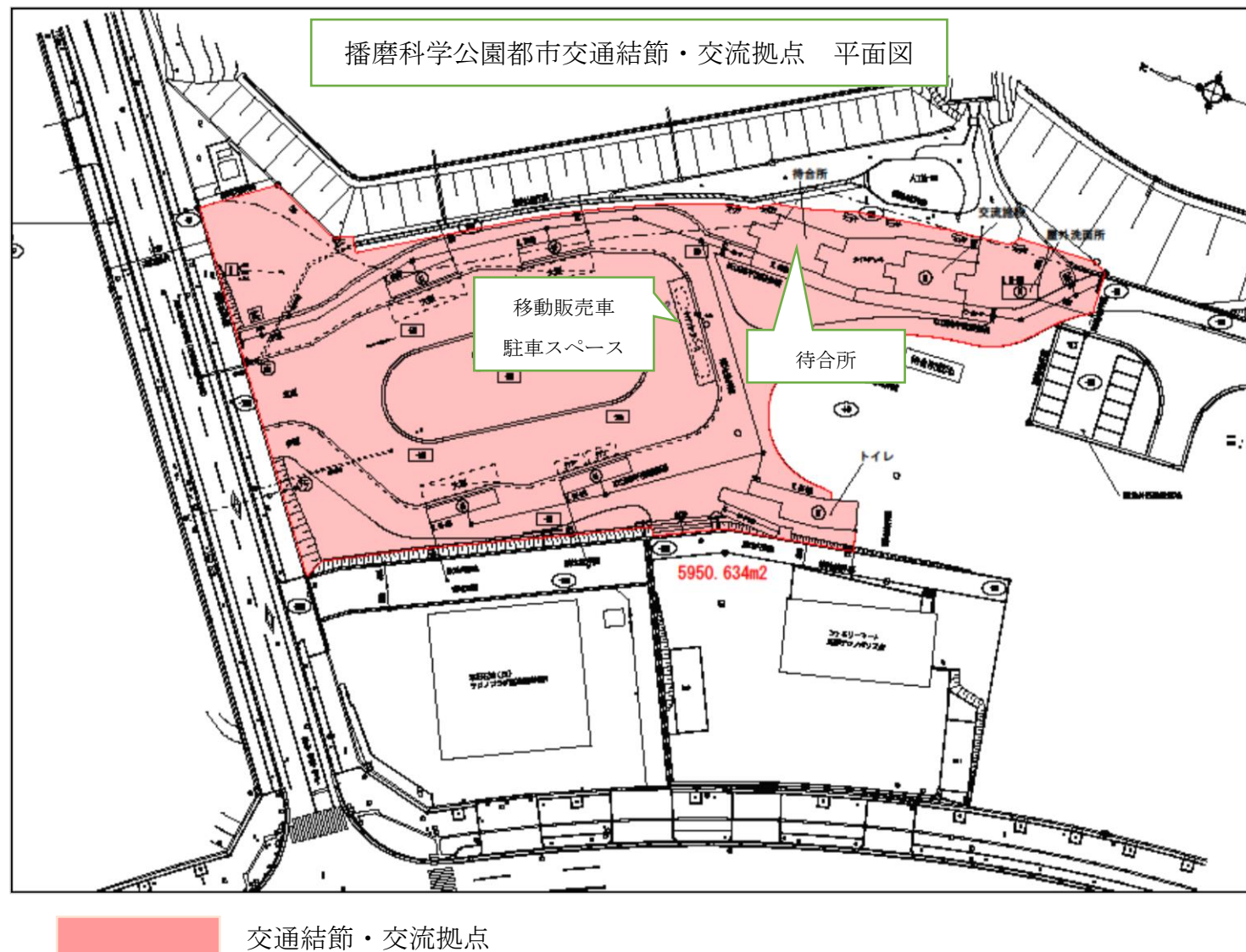
別表（第9条関係）

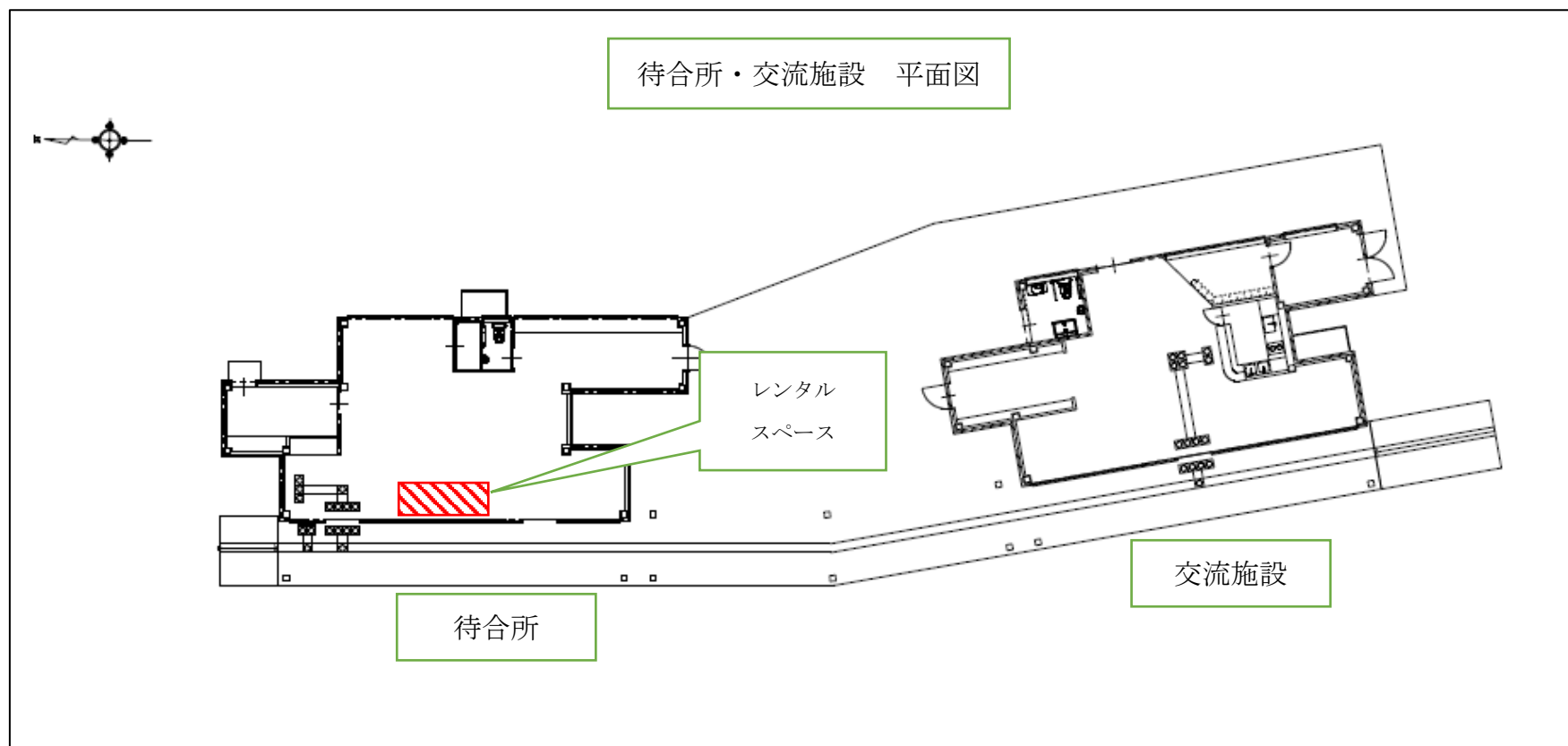
| 貸付区画名          | 使用料（消費税及び地方消費税含む）        |
|----------------|--------------------------|
| レンタルスペース（待合所内） | 1日につき250円または1か月につき4,400円 |
| 移動販売車駐車スペース    | 1日・1台につき260円             |
| 上記以外の土地        | 1日・100平方メートルにつき260円      |

備考

- 1 使用期間が1日に満たない場合は、これを1日とみなす。
- 2 レンタルスペースの使用希望者が、待合所又は交流施設内において、別図に定める区画以外の区画の使用を希望する場合は、施設管理上の支障がないことを条件に、委託事業者は、当該区画の使用を許可することができる。その場合の使用料は、使用面積にかかわらず、別表のとおりとする。
- 3 移動販売車駐車スペースが満車の場合など、企業庁又は委託事業者が必要と認めた場合は、その他の場所を移動販売車駐車スペースとして貸し付ける場合がある。その場合についても、使用料は別表のとおりとする。
- 4 移動販売車駐車スペースについては、施設管理上の支障がないことを条件に、委託事業者は他の目的での使用を許可することができる。その場合についても、使用料は別表のとおりとする。

【別図1】





使用申請書

株式会社ウイング神姫 様

|         |                                      |       |
|---------|--------------------------------------|-------|
| 〔申請者〕   | 申 請 日                                | 年 月 日 |
| 住所（所在地） | 〒                                    |       |
| 団 体 名   | 代表者 職・氏名<br><br>(電話 ー ー ) (FAX ー ー ) |       |
| 連絡担当者名  | (電話 ー ー ) (メールアドレス )                 |       |

下記のとおり、使用の承認を申請します。  
なお、使用にあたっては、「播磨科学公園都市交通結節・交流拠点管理要綱に定める事項」、「裏面記載の使用条件・注意事項」等を遵守します。

|          |                                                                            |                                      |
|----------|----------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------|
| 使 用 日 時  | 年 月 日 ( ) 時 分 ~ 時 分                                                        |                                      |
| 使 用 目 的  | 【参考資料があれば添付してください】                                                         |                                      |
| 参加人数（予定） | 人                                                                          |                                      |
| 使 用 区 画  | レンタルスペース（待合所内） ・ 移動販売車駐車スペース ・ その他土地                                       |                                      |
| 使 用 区 域  | 台分（移動販売車駐車スペースの場合）<br>㎡ （その他土地の場合）<br>【移動販売車駐車スペース、その他土地の場合は記入してください】      |                                      |
| 使 用 者    | 【      】※申請者と使用者が同じ場合は【      】内に○を記入してください。<br>※申請者と使用者が同じ場合は以下の項目は記入不要です。 |                                      |
|          | 住所（所在地）                                                                    | 〒                                    |
|          | 団体名                                                                        | 代表者 職・氏名<br><br>(電話 ー ー ) (FAX ー ー ) |
|          | 連絡担当者名                                                                     | (電話 ー ー ) (メールアドレス )                 |

【使用条件】

- 1 使用に際して安全確保の措置を講じ、使用中の事故については、使用者が責任を持って処理すること。
- 2 使用する際は、使用承認書（様式第2号）を携帯すること。
- 3 使用地に損傷を与えたときは、委託事業者に届け出て指示を受けること。
- 4 使用に際して出たごみは、使用者において処分し、使用後は清掃を実施すること。
- 5 企業庁又は委託事業者の許可を得た場合以外は、火気を使用しないこと。
- 6 管理上必要な指示に従うこと。

【注意事項】

- 1 企業庁又は委託事業者は、使用者が次の各項目に該当するときは、使用承認の取消し、使用の停止又は使用承認条件を変更することがあります。
  - (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき
  - (2) 管理上支障があると認めたとき
  - (3) 周辺住民に迷惑をかけるおそれがあるとき
  - (4) 使用者が使用承認の取消しを願い出たとき
  - (5) 播磨科学公園都市交通結節・交流拠点管理要綱又は使用承認条件に違反したとき
  - (6) 使用承認後の事情の変化により、使用承認条件を満たさなくなるとき
  - (7) その他企業庁又は委託事業者が必要と認めたとき
- 2 使用承認取消しの願い出は、委託事業者が指定する方法により行ってください。
- 3 使用承認の取消し、使用の停止及び使用承認条件の変更を受けた場合、使用者は、使用に際し投じた費用を所長に請求できません。
- 4 使用者は、企業庁の定める使用料を、委託事業者が定める期日までに、委託事業者の発行する納入通知書により支払わなければなりません。
- 5 使用者は、4の使用料を支払期日までに支払わない場合は、その翌日から支払の日までの日数に応じ、当該使用料の金額につき年10.75%の割合で計算した延滞金を支払わなければなりません。
- 6 既に納めた使用料は返還しません。ただし、企業庁が特別の理由があると認めたときは返還します。
- 7 使用者は、使用にかかる権利を第三者に譲渡し、又は転貸できません。
- 8 使用者は、土地・建物の現況有姿での貸出を承諾したものとします。
- 9 使用者は、使用を終えたとき又は使用承認を取り消されたときは、使用地を速やかに自己の負担で原状に回復し、委託事業者の承認を得て、明け渡してください。

使用者が使用地を原状に回復しないときは、企業庁がこれを代行し、その費用を使用者から徴収することができます。
- 10 使用地の使用にあたり、企業庁又は第三者に損害を与えたときは、使用者がその賠償等の責めを全て負うものとします。この場合、企業庁は、使用地の管理者としての一切の責めを負いません。

年 月 日

様

株式会社ウイング神姫

使用承認書

年 月 日付で申請のあった下記の使用申請については、下記事項を遵守することをもって、使用を承認します。

記

1 使用日時

2 使用目的

3 使用区画

4 使用料

5 使用承認条件

以下の全ての事項を遵守すること

- ・播磨科学公園都市交通結節・交流拠点管理要綱に定める事項
- ・裏面記載の使用条件・注意事項

6 その他の使用承認条件

- ・使用に際しては、利用者等の安全確保に留意すること
- ・都合により、使用区域の移動をお願いすることがあります

【使用条件】

- 1 使用に際して安全確保の措置を講じ、使用中の事故については、使用者が責任を持って処理すること。
- 2 使用する際は、使用承認書（様式第2号）を携帯すること。
- 3 使用地に損傷を与えたときは、委託事業者に届け出て指示を受けること。
- 4 使用に際して出たごみは、使用者において処分し、使用後は清掃を実施すること。
- 5 企業庁又は委託事業者の許可を得た場合以外は、火気を使用しないこと。
- 6 管理上必要な指示に従うこと。

【注意事項】

- 1 企業庁又は委託事業者は、使用者が次の各項目に該当するときは、使用承認の取消し、使用の停止又は使用承認条件を変更することがあります。
  - (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき
  - (2) 管理上支障があると認めたとき
  - (3) 周辺住民に迷惑をかけるおそれがあるとき
  - (4) 使用者が使用承認の取消しを願い出たとき
  - (5) 播磨科学公園都市交通結節・交流拠点管理要綱又は使用承認条件に違反したとき
  - (6) 使用承認後の事情の変化により、使用承認条件を満たさなくなるとき
  - (7) その他企業庁又は委託事業者が必要と認めたとき
- 2 使用承認取消しの願い出は、委託事業者が指定する方法により行ってください。
- 3 使用承認の取消し、使用の停止及び使用承認条件の変更を受けた場合、使用者は、使用に際し投じた費用を所長に請求できません。
- 4 使用者は、企業庁の定める使用料を、委託事業者が定める期日までに、委託事業者の発行する納入通知書により支払わなければなりません。
- 5 使用者は、4の使用料を支払期日までに支払わない場合は、その翌日から支払の日までの日数に応じ、当該使用料の金額につき年10.75%の割合で計算した延滞金を支払わなければなりません。
- 6 既に納めた使用料は返還しません。ただし、企業庁が特別の理由があると認めたときは返還します。
- 7 使用者は、使用にかかる権利を第三者に譲渡し、又は転貸できません。
- 8 使用者は、土地・建物の現況有姿での貸出を承諾したものとします。
- 9 使用者は、使用を終えたとき又は使用承認を取り消されたときは、使用地を速やかに自己の負担で原状に回復し、委託事業者の承認を得て、明け渡してください。

使用者が使用地を原状に回復しないときは、企業庁がこれを代行し、その費用を使用者から徴収することができます。
- 10 使用地の使用にあたり、企業庁又は第三者に損害を与えたときは、使用者がその賠償等の責めを全て負うものとします。この場合、企業庁は、使用地の管理者としての一切の責めを負いません。